

令和3年1月8日
在デンマーク日本国大使館

デンマークの渡航・入国制限厳格化
日本を含む海外からデンマークへの入国には承認に値する目的等が必要
(新型コロナウイルス関連情報)

【ポイント】

1月10日から17日まで、デンマークでは厳格な渡航・入国制限が暫定的に実施されます。(一部は1月8日から)

- デンマーク国外に居住する外国人は原則としてすべて、デンマークに入国する際、承認に値する入国目的及び24時間以内に受けた陰性結果の提示が必要
- 1月8日から1月17日まで、全世界に対するデンマーク外務省渡航勧告は「オレンジ」(不要な渡航の中止勧告)から「赤」(全ての渡航の中止勧告)に厳格化
- 1月9日17時から17日まで、搭乗前24時間以内の陰性結果を提示しない乗客はデンマーク行きフライトへの搭乗禁止
- 搭乗禁止措置に関し、12歳以下の子どもならびに国内フライト及びグリーンランドとフェロー諸島からのフライトは、本件禁止措置の適用除外

1 デンマークの厳格な渡航・入国制限

1月8日、コフォズ外相、ヘケロップ法相、エンゲルブレクト運輸相が共同記者会見を行い、1月10日から17日まで厳格な渡航・入国制限を実施すると発表しました。各閣僚の発言概要は以下のとおりです。

(1) コフォズ外相発言

- 英国と南アで新たな感染力の高いウイルス変異種が蔓延し、世界中に広がっている。幸いにも南ア型ウイルス変異種はデンマークではまだ見つかっていないが、残念ながら英国型ウイルス変異種は急速に広がっている。
- そのため政府は、暫定的に、全てのインバウンド及びアウトバウンドの渡航を行わないように要請することを決定した。右にはビジネス出張も含まれる。ただし、家族や恋人の深刻な病気などの場合の例外措置は取られる。現在外国に滞在するデンマーク人や外国で勉強するデンマーク人留学生は今すぐ帰国する必要は無く、滞在国にとどまるよう要請する。

(同発表に関する外務省プレスリリース・デンマーク語)

<https://um.dk/da/nyheder-fra-udenrigsministeriet/newsdisplaypage/?newsID=925FA632-5B55-4B14-B35C->

[44760175D82F](#)

同プレスリリースでは、上記発言概要に加えて以下の点等が追加されています。

●1月8日から1月17日まで、全世界の渡航情報は「オレンジ」（不要な渡航の中止勧告）から「赤」に厳格化される。すなわち、全世界への全ての渡航の中止を勧告する。

帰国時における推奨

●入国の際利用可能である無料のクイックテスト施設を利用し、デンマークに到着してすぐに、全ての旅行者はクイックテストを受けることが推奨される。

12歳以下は本推奨の適用除外。

（2）ヘケロップ法相発言

●1月10日から17日まで、更に厳格な入国制限を実施する。

外国に居住する外国人は、承認に値する入国目的があり24時間以内に受けた陰性結果を提示する場合を除き、基本的にデンマークに入国できない。

●承認に値する入国目的の定義も厳格化され、これまで入国できたオー・ペアや留学生は入国することはできない。

●トランジットのため入国することはできる。

●出発国が高リスク国であるか否かを問わず、全ての国からの（承認に値する目的を持つ）渡航者に対し、これまでの72時間以内ではなく24時間以内の陰性結果の提示を求める。

●国境地域の住民は承認に値する目的の有無にかかわらず引き続き入国できるが、同目的がない場合は24時間以内の陰性結果の提示が必要になる。

※承認に値する入国目的の変更を含む本日の発表を受けた入国制限については、コロナポータルサイトで可能な限り早く更新される予定とされています。

（英語）<https://coronasmitte.dk/en/entry-into-denmark>

（デンマーク語）<https://coronasmitte.dk/rejser-ind-i-danmark>

（3）エンゲルブレクト運輸相発言

●一般的に、24時間以内の陰性結果を提示しない乗客を搭乗させることを禁止する。乗客が24時間以内の陰性結果を提示することは航空会社の責任となる。

●1月9日17時から、搭乗前24時間以内の陰性結果を提示できない者はデンマーク行きのフライトに搭乗できなくなる。12歳以下の子どもは例外とするが、できる限り検査を受け、到着後は自己隔離に入ることを推奨する。

●デンマーク国民は引き続き入国できるが、同様にフライト搭乗前24時間以

内の陰性結果が必要となる。

(同発表にかかる運輸省プレスリリース・デンマーク語)

<https://www.trm.dk/nyheder/2021/krav-om-negative-tests-for-alle-passagerer/>

同プレスリリースでは上記発言概要に加えて、以下の点が追加されています。

- 検査は乗客の搭乗前24時間以内に行われる必要がある。
- 国内フライト及びグリーンランドとフェロー諸島からのフライトは、本件禁止措置（陰性結果必要）の適用除外である。

2 日本の新たな水際対策措置

1月8日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査が実施されます。引き続き、デンマークから日本に帰国する際は検査証明の提出が求められます。

(水際対策強化に係る新たな措置 1月8日付)

https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210108.pdf

(出国前検査証明フォーマット)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

3 感染者数

1月8日(金)14時発表のデンマークの1日あたりの新規感染者数等の詳細は下記のとおりです。引き続き感染防止に十分ご注意ください。詳細は以下のとおりです。

(出典:デンマーク国立血清学研究所、フェロー諸島政府、グリーンランド自治政府の最新発表)

<https://covid19.ssi.dk/overvagningsdata>

感染者数 合計 179,170名(前日比+1,663)

死亡者数 合計 1,518名(前日比+30)

治癒者数 合計 149,958名(前日比+1,482)

デンマーク 178,497名(前日比+1,660)(死亡者1517名、入院者864人、治癒者数149,346名)

フェロー諸島 644名(前日比+1)(死亡者1名、治癒者数584名)

グリーンランド 29名(前日比+2)(死亡者0名、治癒者数28名)

<日本政府の水際対策に関する新たな措置(12月26日決定)>

デンマークから日本に帰国する際は、出国前72時間以内の検査証明が求めら

れるとともに、帰国後の検疫や2週間の待機などが要請されますので、ご留意ください。

(新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C090.html

(出国前検査証明フォーマット)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

また、日本に帰国の際、新型コロナウイルス感染症の検疫手続きとして、滞在歴や健康状態を記入した「質問票Web」を検疫官に提出する必要があります。

(厚生労働省・質問票Web)

<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp/#/>

<デンマークの入国制限>

○デンマークの現在の入国制限に関しては、デンマーク・コロナポータルサイト及び当館HP等でご確認ください。

(デンマーク・コロナポータルサイト：デンマーク語)

<https://coronasmitte.dk/>

(同：英語)

<https://coronasmitte.dk/en>

(在デンマーク日本国大使館HP)

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#denmarku_2

○現在、日本外務省はデンマークに対して感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」を発出しています。また、デンマークから日本に帰国した場合は、帰国後の検疫や2週間の待機などが要請されますので、ご留意ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_164.html#ad-image-0

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1

<当館からのお願い>

●現在、当館では感染症予防対策の一環として、領事待合室に1度に入室できる方の数を1組ごとに制限しております。係員が順番にご案内いたしますので、それまでロビーでお待ちいただく場合があります。

また、来館時にサーマルカメラにて、非接触型の検温を行っております。体温が著しく高いと認められた方には入館をご遠慮いただく場合がありますので、ご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

●在留届を提出されている方で、日本に帰国（一時帰国を除く）された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班 ryoji.han@ch.mofa.go.jp までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

●在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電 話：3311-3344（閉館時はまず緊急電話対応業者につながります）

メールアドレス：ryoji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等）、または帰国・転出等があればお知らせください。